

入札公告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く。))
次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年5月17日

支出負担行為担当官

熊本防衛支局長 宮川 真一郎

1 業務概要

(1) 業務の名称 北熊本外(6) 庁舎新設等土木設計

(2) 業務内容 本業務は、以下の設計業務を行うものである。

(北熊本駐屯地)

庁舎(鉄筋コンクリート造5階建て 建物投影面積約1,200m²) 新設に係る
付帯土木工事(用地造成、舗装、給水、污水排水、雨水排水、環境整備) 一式
(高遊原分屯地)

格納庫(鉄骨造平屋建て 建物投影面積約3,000m²) 新設に係る

・付帯土木工事

(用地造成、舗装、給水、污水排水、雨水排水、環境整備) 一式

・コンクリート舗装工事 約1,800m²

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年6月30日まで

ただし、高遊原分屯地に係る業務については、令和6年12月25日までとする。

(4) 本業務は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価
落札方式の対象業務である。

また、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。) 第
79条の規定に基づいて作成された予定価格(以下「予定価格」という。)が1,000万
円を超える業務の場合は、契約の内容に適合した履行確保を厳格に評価するために、
「履行確実性」の審査を追加し、その結果を評価に反映させる試行対象業務とする。

(5) 本業務は、低価格入札による業務成果の品質低下を防ぐため、第三者履行確認の
義務付けを試行する対象業務である。詳細は、入札説明書による。

(6) 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務であ
る。

(7) 本業務は、競争参加資格確認資料(以下「技術資料」という。)の提出と同時に
入札書を提出する、同時提出型の試行対象業務である。

(8) 本業務は、業務費内訳明細書の提出を義務付ける業務である。

(9) 本業務は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う業務である。ただ
し、電子入札システムにより難いものは、発注者に申請のうえ紙入札方式(電子入
札システムを利用しない入札手続きをいう。以下同じ。)に代えるものとする。申
請の方法は、入札説明書による。

(10) 本業務は、契約手続に係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う
対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を

得て紙契約方式に代えるものとする。

2 競争参加資格

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和5・6年度一般競争(指名競争) 参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「土木業務」に係る「A」の格付を受け、熊本防衛支局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付けを受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、熊本防衛支局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 削除
- (6) 次に示す同種又は類似業務について、「元請けとして平成26年4月1日から入札公告日までに完了又は引渡しが完了した国内における業務のうち、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務」、又は、「防衛省発注の建築業務、土木業務、電気業務、機械業務及び通信業務の5職種、並びに測量業務、土質調査業務及び環境等業務の調査業務のうち複数の職種の業務を一括で発注した業務（以下、「総合発注業務」という。）の再委託として受注し、平成26年4月1日から入札公告日までに完了又は引渡しが完了した業務」を履行した実績を有すること（共同体としての実績は、構成員として分担した業務実績のものに限る。）。
 - ・同種業務：建物付帯土木工事に係る実施設計業務
 - ・類似業務：土木工事に係る実施設計業務

ただし、業務成績評定通知書の評定点が65点未満のものを除く。なお、業務成績のない業務については、検査に合格していることを証明する資料をもって65点以上の業務とみなすものとする。

また、入札公告日までに元請けとして引き渡しが完了する予定であった同種又は類似業務が、新型コロナウィルスに関連し、一時中断する等の措置が執られ、延期している場合は、実績として認める。
- (7) 入札に参加を希望する者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (8) 熊本防衛支局が発注した業務のうち、令和4年4月1日から令和6年3月31日までに完了又は引渡しが完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が65点以上であること。

(9) 次のアからエに示す条件をすべて満たす管理技術者を配置できること。

ア 次のいずれかに該当すること。

- ・技術士(総合技術監理部門：「建設部門関連科目」)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- ・技術士（「建設部門」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- ・RCCMの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
- ・土木学会認定技術者（特別上級、上級又は1級）の資格を有する者。

イ 次に示す同種又は類似業務について、平成26年4月1日から入札公告日までに完了又は引渡しが完了した業務を履行した経験を有すること（共同体としての実績は、構成員として分担した業務実績のものに限る。）。

- ・同種業務：建物付帯土木工事に係る実施設計業務
- ・類似業務：土木工事に係る実施設計業務

ただし、業務成績評定通知書の評定点が65点未満のものを除く。なお、業務成績のない業務については、検査に合格していることを証明する資料をもって65点以上の業務とみなすものとする。

また、入札公告日までに引き渡しが完了する予定であった同種又は類似業務が、新型コロナウィルスに関連し、一時中断する等の措置が執られ、延期している場合は、経験として認める。

ウ 令和6年5月17日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定又は選定後未契約のものを含む。）が5億円未満かつ10件未満である。ただし、令和6年5月17日現在の手持ち業務に熊本防衛支局と契約した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が2億5千万円未満かつ5件未満である者とする。

なお、防衛省発注機関が発注した業務については、手持ち業務量の件数のみ対象とし、金額は対象外とする。また、令和6年7月22日までに完了する見込みの手持ち業務については、手持ち業務量の対象外とする。

手持ち業務とは、プロポーザル方式又は企画競争方式における特定又は選定後未契約の業務を含め、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務（防衛省以外の発注者（国内外問わず）のものも含む。）をいう。また、手持ち業務量の算定に用いる金額は、手持ち業務の契約金額（共同体による受注の場合は、共同体構成員として分担する業務の業務額とする。）のうち、当該業務の発注年度から履行期限を含む年度までに係る金額とする。

また、入札公告日までに引き渡しが完了する予定であった業務が、新型コロナウィルスに関連し、一時中断する等の措置が執られ、延期している場合は、手持ち業務とみなさない。

エ 入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係がある。

(10) 削除

(11) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

- (12) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者であること。
- (13) 業務実施体制の妥当性が確認できる者であること。なお、業務実施体制の妥当性が確認できない場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 再委託の内容が、主たる部分の場合
 - イ 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合

3 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

- 本業務の評価項目は、次のアからエまでとし、詳細は入札説明書による。
- ア 企業の実績及び能力
 - イ 配置予定管理技術者の経験及び能力
 - ウ その他（ワーク・ライフ・バランス等推進企業評価等）
 - エ 賃上げの実施を表明した企業等

(2) 総合評価の方法

ア 評価値の算出方法

価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、「価格評価点」と「技術評価点」の合計を評価値（以下「評価値」という。）として付与する。

イ 価格評価点の算出方法

価格評価点の満点は60点とし、算出方法は以下のとおりとする。

$$\text{価格評価点} = 60 \text{点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

ウ 技術評価点の算出方法

上記(1)に掲げる評価項目ごとに評価を行い、以下のとおり技術評価点を付与する。

技術評価点の満点は60点とし、算出方法は以下のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = 60 \text{点} \times (\text{上記(1)の得点合計} \times \text{履行確実性度} / \text{上記(1)の配点合計})$$

(3) 配置予定管理技術者のヒアリング

配置予定管理技術者についてはヒアリングを行わない。

(4) 落札者の決定方法

- ア 入札参加者は、価格及び(1)をもって入札し、入札価格が予定価格の制限の範囲内であるもののうち、(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないと認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

- イ 上記の場合において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒862-0901 熊本県熊本市東区東町1-1-1
熊本防衛支局 総務課 契約室
TEL 096-368-2174
FAX 096-368-0512
メールアドレス ks-km-keiyaku@ext.kyushu.rdb.mod.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間 令和6年5月17日から同年7月8日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後6時まで。ただし、最終日は午後5時まで。

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<https://www.dfeg.mod.go.jp/>

ウ 交付方法 すべて、電子データで交付を行う。

文書類：PDF

図面類：PDF

申請書類：Word及びExcel

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意する。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)～事前にその旨の連絡を入れると共に「図面データの取扱いに関する同意事項」（会社名等を記載済みのもの）、データを保存するために必要な、CD-R（未使用に限る。）1枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、持参、郵送又は託送により提出する。

なお、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、九州防衛局ホームページより入手可能である。（https://www.mod.go.jp/rdb/kyushu/kensetsu/kyoutuu/syoshiki/00_syoshikiindex.htm）

(3) 申請書の提出期限等

ア 提出期限 令和6年5月31日 正午

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。また、紙入札方式による場合は、(1)に持参、郵送、託送又は電子メールにより提出する。詳細は入札説明書による。

(4) 技術資料及び入札書の受領期限等

ア 受領期限 令和6年6月13日 正午

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は、(1)に持参、郵送、託送又は電子メールにより提出する。

なお、入札書及び業務費内訳明細書については、電子メールによる提出を認めない。詳細は入札説明書による。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年7月9日 午後1時30分

イ 場所 熊本防衛支局 会議室

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本国語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行熊本市内代理店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行熊本市内代理店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 熊本防衛支局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書及び技術資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の規定に基づく調査を行うので、協力しなければならない。

(6) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

(7) 手続における交渉の有無 無

(8) 契約書作成の要否 要

(9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。

(10) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記4(3)及び(4)により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(11) 予定価格が1,000万円を超える業務の場合、契約内容に適合した履行が可能か否かを審査するため、調査基準価格未満で入札したすべての者について、開札後速やかに履行確実性に関するヒアリングを行うものとする。

(12) 詳細は入札説明書による。